



(電子版)

info@jikosoren.jp

2016年 第10号 2016年12月21日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

宮城県議会がライドシェア反対の意見書

宮城県議会は12月15日、ライドシェア反対の意見書を全会一致で採択し、内閣総理大臣らに提出しました。意見書は、宮城地連の大会などに参加した日本共産党の中嶋廉県議らの働きかけもあり、県タクシー協会が県議会に提出していたものです。

「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認に反対する意見書

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、地域公共交通の一つとして、ドア・ツー・ドアの便利な個別輸送機関としての機能に加え、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地元自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開強化を行うなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。特に、本県においては、東日本大震災以降、被災住民の移動手段となるべく尽力しているとともに、震災から約5年9カ月が経過し、復興・創生期間という新たなステージの中で、地方創生の担い手の一員としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目のもと、インターネットを利用した「ライドシェア」と称するいわゆる「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。「ライドシェア」は、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転手のみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけ、国民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、議員立法により平成25年11月に改正されている特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の意義を損なうものである。

よって、国においては、地域公共交通の重要性に鑑み、国民の安全を脅かすとともに、地方創生の担い手である地域公共交通に大きな混乱をもたらす「ライドシェア」と称する「白タク」行為を容認することのないよう強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

宮城県議会議長 中島 源陽

衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣

国土交通大臣／内閣府特命担当大臣（規制改革）

あて

東京の初乗り距離短縮運賃公示、1/30実施

東京特別区・武三地区の初乗り距離短縮運賃は、公共料金の変更手続きに必要な消費者庁との協議や内閣府の消費者委員会での審議等を経て12月20日、物価問題に関する関係閣僚会議の了承を得、同日、関東運輸局が公示しました。2017年1月30日から適用されます。初乗り2km730円を1.052km410円とするもの。

国交省と関東運輸局は発表のなかで、6.5km以上の運賃は引上げになるとし、短距離利用者に対する接客マナーの向上などを事業者に求めるとしています。

平成28年12月20日

関東運輸局プレスリリース 東京のタクシー初乗り短縮運賃の公示について

本年4月5日以降、東京（東京都特別区・武三地区）のタクシー運賃変更についての変更要請が行われておりましたが、本日付けで新たな運賃の公示をいたしましたのでお知らせします。

運賃の見直しに加え、接客マナーなど事業者のサービス向上により、タクシーを短距離でも利用しやすいものにすることを目指します。

1. 新運賃（普通車の場合）

	現行運賃(上限運賃)	新運賃(上限運賃)
初乗り距離	2.0km	1.052km
初乗り運賃	730円	410円
加算距離	280m	237m
加算運賃	90円	80円
時間距離併用運賃	時速10km以下105秒毎に90円	時速10km以下90秒毎に80円

2. 運賃ブロック

東京都特別区、三鷹市、武蔵野市

3. 実施時期

平成29年1月30日（月）

4. 新運賃のポイント

- 約2kmまでの運賃は引下げになります。
- 約2kmから約6.5kmまでの運賃は引下げになる部分と引上げになる部分があります。
- 約6.5km以上の運賃は引上げになります。

【運賃の比較(例)】

	1km	1.5km	2km	4km(※)	9km	15km	30km
現行運賃	730円	730円	730円	1,450円	2,980円	4,960円	9,730円
新運賃	410円	570円	730円	1,450円	3,130円	5,130円	10,250円
(増減額)	(-320円)	(-160円)	(±0円)	(±0円)	(+150円)	(+170円)	(+520円)
(%)	(-44%)	(-22%)	(0%)	(0%)	(+5%)	(+3%)	(+5%)

※東京の平均乗車距離

- 今回の見直しは、初乗り運賃を引き下げることにより、短距離利用者からの運賃収入について一定の減収が見込まれることから、その減収を、中長距離利用者の運賃引き上げによってカバーし、全体として運賃収入が変わらないよう運賃を組み替えるものです。
- 今回の運賃組替えと併せて、短距離利用者に対する運転者の接客マナーなどのサービスを向上させ、タクシーが短距離でも利用しやすいものとしていくよう取り組むことを事業者に求めています。
- 今後3年以内に運賃組替え後の状況について事後検証を行う予定です。

(別紙) 特別区・武三交通圏の運賃の範囲

タクシー 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.052km	加算運賃	
A(上限運賃)	410円	237m 80円	1分30秒 80円
B 運賃	400円	243m 80円	1分30秒 80円
C 運賃	390円	249m 80円	1分30秒 80円
下限運賃	380円	256m 80円	1分35秒 80円

タクシー(初乗距離短縮) 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A(上限運賃)	0.815km 330円	237m 80円	1分30秒 80円
B 運賃	0.809km 320円	243m 80円	1分30秒 80円
C 運賃	0.803km 310円	249m 80円	1分30秒 80円
下限運賃	0.796km 300円	256m 80円	1分35秒 80円

(編注) この表の「初乗距離短縮」は、公定幅運賃を決める際に、地域協議会から初乗距離短縮運賃設定の意見が出されている場合に設定されることになっている運賃のことで青森や大阪でも公示されているものです。今回の東京の場合、初乗り1.052km410円の運賃を基本として、そこからさらに加算1回分の距離を短縮したもので、1.052km以降は同一です。事業者は、この運賃を選ぶこともできます。